

障害者雇用納付金関係助成金のごあんない（障害者介助等助成金V○I. 2/2）正誤表

本書にて下記のとおり誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

頁	該当箇所	正	誤
23	介助者等 資質向上 措置に係 る助成金 5 認定申 請 (1) イ	イ 支給対象となる措置を行う日の前日から 起算して3週間前の応当日です。 期限までに、認定を受けようとする支給 対象 <u>介助者等</u> ごとに、認定申請書（様式第 5 1 9号）と添付書類を機構都道府県支部 あてご提出ください。	イ 支給対象となる措置を行う日の前日から 起算して3週間前の応当日です。 期限までに、認定を受けようとする支給 対象 <u>障害者</u> ごとに、認定申請書（様式第5 1 9号）と添付書類を機構都道府県支部あ てご提出ください。
29	健康相談 医の委嘱 助成金 3 支給対 象障害者 (2) ハ	ハ 申請日時点で事業主に雇用されてから1年 を超える期間が経過している支給対象障害者 について、健康管理のための措置を講じていた が支給対象障害者が5人以上となったことに 伴う支援状況の変化等（単なる支 <u>給</u> 対象障害者 数の増加を除きます。）により、当該措置を継続 することができなくなった場合で支給対象措 置を改めて講じる必要があると機構が認める 場合。 ただし、 <u>支給対象障害者の数に係る要件を</u> <u>満たすこととなったすべての支給</u> 対象障害者 が、事業主に雇用されてから1年を超える期間 が経過している場合は対象になりません。	ハ 申請日時点で事業主に雇用されてから1年 を超える期間が経過している支給対象障害者 について、健康管理のための措置を講じていた が支給対象障害者が5人以上となったことに 伴う支援状況の変化等（単なる支 <u>援</u> 対象障害者 数の増加を除きます。）により、当該措置を継続 することができなくなった場合で支給対象措 置を改めて講じる必要があると機構が認める 場合。 ただし、 <u>5人以上の支援</u> 対象障害者が、事業 主に雇用されてから1年を超える期間が経過 している場合は対象になりません。
38	職業生活 相談支援 専門員の 配置又は 委嘱助成 金 3 支給対 象障害者 (2) ハ	ハ 申請日時点において事業主に雇用されてか ら1年を超える期間が経過している支給対象 障害者について、職業生活に関する相談等の支 援措置を講じていたが、支給対象障害者が5人 以上となったことに伴う支援状況の変化等（単 なる支 <u>給</u> 対象障害者数の増加を除きます。）に より当該措置を継続することができなくなっ た場合で、支給対象措置を改めて講じる必要が あると機構が認める場合。 ただし、 <u>支給対象障害者の数に係る要件を満</u> <u>たすこととなったすべての支給</u> 対象障害者が、 事業主に雇用されてから1年を超える期間を 経過している場合は対象になりません。	ハ 申請日時点において事業主に雇用されてか ら1年を超える期間が経過している支給対象 障害者について、職業生活に関する相談等の支 援措置を講じていたが、支給対象障害者が5人 以上となったことに伴う支援状況の変化等（単 なる支 <u>援</u> 対象障害者数の増加を除きます。）に より当該措置を継続することができなくなっ た場合で、支給対象措置を改めて講じる必要が あると機構が認める場合。 ただし、 <u>雇用者数に該当する支援</u> 対象障害者 が、事業主に雇用されてから1年を超える期間 を経過している場合は対象になりません。

（裏面に続く）

(R6.9)

頁	該当箇所	正	誤
48	職業能力 開発向上 支援専門 員の配置 又は委嘱 助成金 3 支給対 象障害者 (2) ハ	ハ 申請日時点において事業主に雇用されてから1年を超える期間が経過している支給対象障害者について、職業能力開発等に関する支援措置を講じていたが、支給対象障害者が5人以上となったことに伴う支援状況の変化等（単なる <u>支給</u> 対象障害者数の増加を除きます。）により当該措置を継続することができなくなった場合で、支給対象措置を改めて講じる必要があると機構が認める場合。 ただし、 <u>支給対象障害者の数に係る要件を満たすこととなったすべての支給</u> 対象障害者が、事業主に雇用されてから1年を超える期間を経過している場合は対象になりません。	ハ 申請日時点において事業主に雇用されてから1年を超える期間が経過している支給対象障害者について、職業能力開発等に関する支援措置を講じていたが、支給対象障害者が5人以上となったことに伴う支援状況の変化等（単なる <u>支援</u> 対象障害者数の増加を除きます。）により当該措置を継続することができなくなった場合で、支給対象措置を改めて講じる必要があると機構が認める場合。 ただし、 <u>雇用者数に該当する支援</u> 対象障害者が、事業主に雇用されてから1年を超える期間を経過している場合は対象になりません。